

平成27年度第2回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録（概要）

日時 平成27年9月30日（水）

14:00～16:00

場所 市役所旧庁舎 605会議室

○議事

（1）地域密着型小規模通所介護に係る条例案について

（委員長）

- ・では議事に入ります。議題の（1）地域密着型小規模通所介護に係る条例案について事務局より説明をしてください。

（事務局）

- ・米子市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案について。

第1回委員会では、この第2回委員会に諮って条例案を確定させ12月議会へ上程する、と説明したが、まだ国から地域密着型通所介護の基準及び介護報酬に係る省令等の公布がでていない。本日配っているのは今の段階での市の案。国の正式なものが出てからもう一度見直し、条例の制定に向かっていく。この場では案を示すだけ。

国は条例について、平成29年3月末までに制定すればいいと言っている。今後国の省令を見ながら、条例制定に向かっていく。

（委員長）

- ・事務局から案内があったとおり、国からまだ方針が出ていないとのこと。条例案が正式に国から示された段階で見直す点があれば見直す。今回は条例案の確認だけとします。

（2）（介護予防）地域密着型サービス事業者公募要領案及び地域密着型サービス事業者選定基準案について

（委員長）

- ・議題の（2）（介護予防）地域密着型サービス事業者公募要領案及び地域密着型サービス事業者選定基準案について事務局より説明してください。

（事務局）

- ・公募要領を見てください。まずはじめにお詫び。前回の第1回委員会で、公募は小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護、と案内した。9月に入ってから、事業者に対しプレ広告で事前案内をした。しかし、27年度は小規模多機能型1箇所だけのため、看護小規模多機能については今年度は募集しない。事前の案内についてお詫びして訂正する。

- ・7月に示した案について意見をいただいた。わかりにくいと何名かの委員から意見をいただいた。

- ・利用者、家族ともに負担なく不安のない事業者であって欲しい、とか、事故や災害の際に利用者の安全を考えて適切に対応してくれることを願う。といった意見をいただいた。

資料について公募要領を説明。

- ・別紙1「(介護予防)地域密着型サービス事業者選定基準(案)」の「1必須項目」について。この12項目は必須要件。一つでもかけていると応募できない。「2評価項目」は事業者から提出された資料に基づいて評点をつける。
- ・評価項目について。3ページの次のA4横長の資料「評価項目及び評価の目安」。これに基づいて点数をつける。
20番について、10点と評点が高くなっている。地域との交流を重視しているかどうかを表すところであり、重視したい。
- ・4ページの別紙2「(介護予防)地域密着型サービス事業所選定に係るプレゼンテーション項目」について。5項目50点満点ということで事前配布していたが、3項目30点満点に変更した。虐待の関係、職員の質の向上については別紙1の評価項目と重複するため削除した。

(事務局)

- ・選定基準が決まらないと2日後からの公募ができない。まずここについて議論をいただきたい。

(委員長)

- ・選定基準について意見を。

(A委員)

- ・今まで色々事業をしてきた所ですので、それについて外部評価、行政の評価等されていると思う。今までにおける評価が次の新しい事業において大切だと思う。なんらかの形でそれを加味してもらえればいいのではないか。

(委員長)

- ・評価をしているわけですか？

(事務局)

- ・社会福祉法人であれば県や市が評価に入る。個別の事業所に対して、地域密着型であれば市が入る。特養等であれば県が入る。今やっている事業所個別の評価と法人全体の評価がある。会社組織の場合は会社全体への評価というのではない。今までの評価を公平に加味する、というのは難しいのではないか。ただ、これから小規模多機能を運営していくにあたって事業母体が健全な運営状態にあるかどうか、といったことについては、財務諸表を提出させることとしているのでそのあたりで確認は取りたい。また、介護保険事業の中で何かあった、不正があって勧告命令等を受けている、というようなことがあれば考慮したい。

(B委員)

- ・「評価項目及び評価の目安」について。配点が0・3・5の項目、0・3・7の項目等あり、真ん中でないのはおかしいと思う。「不十分だが予定はある」のか、「不十分で予定もない」のか、といったところでもう少し配点の仕方があるのではないか。

(事務局)

- ・項目毎の配点の違いについては、設備については付いていて当然という考え方から、有るか無いか、3点か0点かとなっている。皆さんの意見にあった、利用者の安全を重視するという点から、関係する項目に重点的に配点している。また、20番の地域交流については特に配点を高くしている。

(B委員)

- ・真ん中が全部3になっているのがおかしいということ。3点を4点にするとか、不十分で予定もな

い、不十分だが予定がある等を分けてはどうかということ。

(事務局)

- ・予定があるのと全然ないのとで点を分けるべきではないか？例えば「事業の運営方針について」の項目については4段階にしてもいいのではないか？という提案ですね？

(B委員)

- ・提案ですし、何故このような真ん中だが真ん中になっていない配分にされたのかをお聞きしたい。

(事務局)

- ・予定の話であるから完璧はないかと思うが、完璧を目指してやっている所については満点を高くしている。立てている計画が不十分であるという所については、改善の余地があるにしろ、完璧なものに比べれば低く見てもいいのではないか。

また、段階を細かく分けると、書類審査で真ん中の2つを分けられるか？という不安もあり3段階に統一した。4段階に増やすのもありだとは思ふ。とりあえず4段階でやってみよう、ということであれば、そこは考えさせていただく。最高点が7点の項目であれば7・5・3・0というような形で分けてみたいとは思ふ。

(委員長)

- ・他の委員はどのようにお考えか。

(A委員)

- ・B委員のやり方は一般的にはそうだと思う。だが重視したいところが不安であればどっと点を落とすということでこの配点を考えたのだと思う。「これをやっていないと通らない」という点。それはそれで納得かな、と思う。これだけ重要なことなのに、完璧でなくても半分はもらえるということになると差が付きにくい。7点や8点の配点が決め手になるくらいの重要性を持たせた、という意味では納得できる。

(C委員)

- ・審査のやり方はどうなのか？何名かで審査してそれぞれが点数を出すやり方なのか、それとも合議で一つの点数を出すのか。

(事務局)

- ・書類審査で、事務局で100点満点の点数を出す。別紙2「(介護予防)地域密着型サービス事業所選定に係るプレゼンテーション項目」の3つについては、密着の委員に直接事業所の話を聞いて書類との整合性を確認してもらい、それぞれ30点満点で評点してもらおう。その際事務局でチェックリストを作成し評点の参考としてもらう。

(事務局)

- ・事務局でつける100点についても、密着の委員に公表して議論をしていただく。そしてプレゼンで評点する30点、これは9人の委員の平均。これを足した130点を満点とする。書類審査で事務局がつけた100点は変更できないわけではなく、最終決定は、密着の委員会で点数が妥当なのか議論をいただいて最終的に判断する。

(C委員)

- ・そうすると有り無しで決められるところはいい。しかし評価項目6の地域包括ケアシステムに対する理解が深く～といった理解が深いかどうか○×で決められないところについて、8点か3点かで

はなく、もっと点数が細かくてもいいのではないかと思う。

(B委員)

- ・プレゼンテーションをするようになっているので、5点満点でその中でつけてもらう、というやり方もあるのでは。

(D委員)

- ・評価項目6の地域包括ケアシステムに対する理解が深く～について、満点は8点。それに対して予定はしているが作っていないとか、作ってあるが不十分というのがあると思うが、不十分なのと全くないのとでは大きな差があると思う。そういったことを考慮できるようにしたほうがいいのではないかと思う。大差ないだろうと思うかもしれないが、事業者は頑張ってるわけだから1点2点の差は大きい。いい加減な事業所は応募資格がないわけで、応募してくるところは差が近いところ。配点が高いところについては若干の配慮はありえるのではないかと思う。

(事務局)

- ・満点を決めてその中で自由に点数をつけるという意見があったが、これは逆に委員が迷うのではないかと思う。

(B委員)

- ・事前の説明は必要。ある程度の目安は示す必要があると思う。

(事務局)

- ・点数で差をつけたいという気持ちは変わらない。例えばこの表のまま目安としておいて、委員会の中で、表には3点とあるが5点にしよう、とか嵩上げするといったやり方は難しいだろうか？最初から4段階に区切るというやり方もありだとは思いますが、どちらにしても4段階のうちの3点にするか5点するかといった話し合いは必要だと思う。評価として同じことになるのではないか。

(D委員)

- ・最初から分けていただかないと委員としてはやりづらいと思う。

(事務局)

- ・もちろん、4段階でいったほうが良いという結論であれば、満点が8点、7点の項目についてはそのようにさせていただく。

(委員長)

- ・4段階にするという方向でよろしいか？
- ・異論が無いようなのでそのようにさせていただく。
- ・その他に意見は？

(E委員)

- ・評価項目20番の10名以上で会議を行うことができる～という項目について。どこにそのスペースが作られているかということが重要。施設の奥の方にそのようなスペースがあっても地域交流の場ということにはならない。オレンジカフェのような、地域の人が日常的に来られて使えるようにされていないと意味がない。非常に高い配点がされているし、プレゼンテーションで委員が評価をする際、そこについて聞かれることが大事。評価項目6、地域包括ケアシステムに対する理解が深く～についても、このことと絡めて、どのスペースを使って地域住民と交流するか？というところを聞くことが大事。地域包括支援センターでも中々入りづらいところがある。場所だけ確保すると

いうことはやりやすいが、本当に地域の人が通ったり中心になれる位置に設置することが大事。プレゼンの際検討していただきたい。

(事務局)

- ・プレゼンの参考資料を作る際、書き込ませていただく。

(A委員)

- ・評価項目20の10名以上で会議を行うことができる～というのは何か目安はあるか？詰め込めば10名入る、とか色々あるかと思うが。最低限これくらいは、というのを何か。

(事務局)

- ・具体的な目安を示させていただく。

(委員長)

それでは議題(2)については

- ・配点を4段階にする
- ・会議スペースの大きさの目安を示す
- ・プレゼンのときの具体的な評価方法を示す

といったところについて意見をいただいたという事で終了します。

(3) 市地域ケア会議設置要綱案について

(委員長)

- ・では、議題の(3)市地域ケア会議設置要綱案について説明してください。

(事務局)

- ・資料に基づき、要綱案の概要、主なところの考え方について説明。
- ・愛称を「米子がいなケア会議」と定める。

「地域ケア会議」といっても所掌する範囲によって形態、メンバー、内容が異なってくる。市全体のものについてはこの愛称を使う。合わせて日常生活圏域における地域ケア会議は「まちケア会議」と呼んでいきたい。

- ・所掌事務の第2条5項、「日常生活圏域等における地域ケア会議への指導及び支援に関すること」として、必要に応じ、上位の米子がいなケア会議がまちケア会議の指導や支援を行うことを想定している。
- ・第1回策定委員会がいなケア会議と策定委員会の位置付けについては説明したが、がいなケア会議で導かれた結論が策定委員会に報告される。策定委員会では第6期計画との整合性や進捗状況と照らし合わせて検討していただくこととなる。そのため基本的に策定委員がいなケア会議のメンバーは重複しないもの、と考えてはいるが、一部の委員に兼務していただくのも差し支えないものと考えている。
- ・任期は3年。議論の蓄積や合理性を考えた。再任は妨げない。ただし、附則にあるように初回の任期は平成30年3月31日まで。介護保険計画と同じ周期とする。
- ・第6条。市地域ケア会議は必要に応じ開催する。本年度内に一度開催できれば、と思っている。2月ごろになると考えている。
- ・他市の状況について。倉吉市、境港市はまだ要綱を定めていない。鳥取市は年度内に一度開催した

いと考えているとのこと。

(委員長)

最初に私から2点質問したい。

- ・米子がいなケア会議と策定委員会との位置づけはどうか。
- ・第3条について、20人以内ということは例えば学識経験者が2名入る、ということもあり得ると
いう考えでよろしいか。

(事務局)

- ・位置づけについて。がいなケア会議での協議結果を策定委員会に報告、ということになる。
- ・2名、3名と入ることがあるか、ということについては、問題は無いが全体のバランスを見ながら
具体的に考えることになる。

(委員長)

- ・わかりました。
- ・委員さん質問はありますか。

(D委員)

- ・公募の委員はいれないのか？

(事務局)

- ・公募の委員をいれる予定はない。地域の力とかは色々あるが、組織の代表や専門的意見を持った方
に議論をしていただきたい。

(A委員)

- ・是非とも今年度中に組織していただきたい。米子市が、きちんとしたこういうものだ、という発信
をできることが大事。今は地域包括支援センターに対してもそういった発信ができていない。行政
からの発信がないと地域は弱い。指示待ちに慣れてしまっている。是非今年度中に第一回を。

(委員長)

- ・事務局、よろしくお願いします。

(C委員)

- ・実務的な議論をしていくことになる。名誉職ではなく、できるだけ現場がよくわかっている人がい
い。

(E委員)

- ・地域コーディネーターとの関係は？

(事務局)

- ・いわゆる地域コーディネーターはケア会議の事務を所掌するというのが本来の業務。包括的立場で
運営していく。

(委員長)

- ・異議がございませんでしたら議題(3)案のとおり決定させていただきます。

(4) 総合事業サービスメニュー案について

(委員長)

- ・では、議題の4総合サービスメニュー案を事務局から説明してください。

(事務局)

- ・資料に基づいてサービスの概要を説明。
- ・資料1枚目「介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ（米子市版）」について
- ・右下の「地域リハビリテーション活動支援事業」とは地域のサロン活動の後方支援のこと。「やってみらいや塾」などサロンの支援をしている。今後地域の活動というのが重視されてくる。認知症のこと、口腔ケアのことに力を入れていきたい。専門職による支援をしていきたい。
- ・資料4枚目の通所型サービスCというのが現在の二次予防事業のこと。
- ・料金設定については国が示しているものと変わらない。
- ・包括的料金体系（1ヶ月定額）とするのか、利用回数に応じた実績払いとするかという点については米子市で選択することができたが、本人の負担を考え実績払いとすることとした。
- ・資料「介護予防・日常生活支援総合事業についての事業所への意向調査の集計結果」について説明。
- ・大手事業所は実施する意向を示しており、キャパシティは問題無い。
- ・自由記述のところで、同じ質問が5件あった。月に曜日が5回くるところがある。これはどうするか、ということ。国に問い合わせ、市でも検討したが、5回目は実費で、ということになった。

(委員長)

- ・わからないことが一つ。通所型サービスC、とあるが、AやBはありますか？

(事務局)

- ・あります。通所介護について、人員、サービス内容等を緩和した内容でサービス提供できるのがA。地域主体によるサービス、ボランティアが主体となって行うのがB。訪問についても同様。指定事業者や雇用労働者がやっていくのがA。ボランティアが主体となるのがBです。

(委員長)

- ・Cのみがサービスが変わったということですか？

(事務局)

- ・A、Bは28年度の実施に準備が追いつかない。現行のサービスをそのまま移行する。28年度、実施していきながら検討し決めていきたい。

(委員長)

- ・わかりました。
- ・その他ご意見はありますか。

(E委員)

- ・そのところをきちんと詳しく説明してもらわないといけない。Cの前にAとBがどこにあるかというのはとても大事な事。そこを市地域ケア会議で来年度1年かけて作り出していくことになる。Cが先に決まってA、Bをこれから決めていくというのもおかしい話なので。

(D委員)

- ・1ヶ月5回の場合5回目が実費、というのは財政的な問題からか？そうであれば、どの程度予算が足りない、という試算をしたのか？それとも別の理由で実費ということになったのか。

(事務局)

- ・単価については国で決まっている。1ヶ月5回の場合の扱いについて国にも確認した。1回の単価は現在の包括的な単価を割り戻して出されている。1回の単価に5を掛けると、包括的な単価を超

えてしまう。よって市の方も国の基準に合わせてこの単価設定とした。

(委員長)

- ・D委員が質問した「財政的な問題なのか？」ということについては「国から示されたものだから」ということでよろしいですか？

(事務局)

- ・現行のものを移行させた場合どうするか、という話。現在の要支援の単価は決まっている。これを割り戻した結果こうなる。限度額を超えて使うということは現状も許されていない。それを引き継いだもの。市町村のほうで勝手に限度額を超えて使っていいよということとはできない。5回ある月はどうしても1回分足りなくなってしまう。

(D委員)

- ・月単位での設定になるということか？年間を通すと同じことになるのでは、という考えを持っているのだが。

(事務局)

- ・介護保険は月単位で計算ということになっている。

(D委員)

- ・月単位だからということは了解した。

(B委員)

- ・現行サービスがそのまま移行するということはわかったが、新たなメニューの決定の進捗についてはどうか。

(事務局)

- ・地域リハビリテーション活動支援事業を、具体的に来年度予算化してやっていく。これから市の地域ケア会議で具体的に決めていく。

(F委員)

- ・通所型サービスCについて、向上とか改善とかいう項目が謳ってあるが、これはなにか評価をしてフィードバックするシステムはあるか？

(事務局)

- ・現在も二次予防事業で前後で必ず評価を行っている。体力測定、口腔機能のテストを実施する。本人にも目標を決めてもらい、どれぐらい達成されたかというフィードバックを行う。

(F委員)

- ・個人に対してのフィードバックはあるようだが、事業全体でどれぐらい効果があったか、というフィードバックはあるのか？

(事務局)

- ・事業所から全体の結果報告をもらい、データ化する。現在26年度を分析中。

(委員長)

- ・他に何かありますか。
- ・無いようなので議題(4)案のとおり決定させていただきます。

(委員長)

- ・委員からその他の質問、意見はありますか。

(C委員)

- ・データの取り方について。次の計画や地域ケア会議等について今後ディスカッションしていくことになると思うが、どこの市町村も人数だけ。実は特養やグループホームに入るまでの期間は短くなってきている。今までのような2年待ち、3年待ちという状況は市内では無い。地域包括ケア会議の中で、半年ほど待って施設に入れるという状況を理想とするのか、単なる人数だけで整備の数を決めずに、どれぐらいの待機時間なのかということも考慮しながらやっていくべき。人口は減っていく。オーバーベッドに医療は既になっている。施設を作ってしまうと償還するのに20年はかかる。そのあたりも含めてどういうものをしていくかということを考えていかないといけない。待機者数だけではなく待機期間も考えながら。
- ・もう一つ。重度の認知症よりも軽い認知症の方が大変。そのケアをどうやっていくか。組織的にやっていく必要があると思う。

(事務局)

- ・待機者については申し込みの日から待機という形ですか？

(C委員)

- ・そうです。今は半年から1年の間くらいだと思います。

(事務局)

- ・待機期間は施設に聞かないとわからない。またご協力をお願いしたい。

(委員長)

- ・他にありますか。

(G委員)

- ・本来の地域ケアシステムの構築とは、施設に入らずに家庭で療養する者に対して、必要があれば30分以内に来てもらえるシステムを作るというのが一番大きな目的ではないかと思う。その辺りについてどのようにお考えか。今までの計画は、施設なり今あるものをどうやって新しい方に移していくかということ。先ほどの話で、施設に入るのに半年間待機しないといけない。その半年間、どうやって生活していくか。そういう人たちが地域で安心して暮らせるシステムを作りなさい、というのが一番大きな趣旨。施設の料金を上げたり下げたり一律にしたり、ということではない。全体のシステムを米子市はどのように作っていくか。ということが抜けているのではないかと思うが如何か。

(事務局)

- ・まちケア会議では個別具体的な課題を見つけ、解決するための手段を模索していく。公的サービスは介護保険や市のほうで用意すればいいわけだがそれでカバーできない部分をどうするか。地域の皆さんの力とかNPOや民間の事業でやるとか、例えば弁当を配るとかそういう事業主もおられるので、そういうのをどうやってリンクしていくか、というのがある。それについて地域の中でリーダーになる存在は非常に大切。そういった人材を育てていくしかないのかなと思う。また、在宅医療ということで、何かあったときにすぐに医者に見てもらえるかどうか不安に思っている方もいる。これについては西部医師会のほうでも心配しておられ、主治医とサポート医という、一人の医師で見るのは無理なのでサポートする医師、というシステムを作ろうかという話をしてお

られる。

- ・地域資源との連携についても地域ケア会議の中で作っていかうとしている。口で言うのは簡単だが実際にやるのは難しい。しかし努力していくしかない。明確な返事にはならないがそういった方向に進んでいく、というところでご理解いただきたい。

(G委員)

- ・地域福祉計画を策定しよう、ということで3期ぐらいたっている。それを受けて米子市社会福祉協議会で実施計画を策定している。しかし1割ぐらいしかできていない。今年度は市社協も1人職員を増強してやっていく、とのことで進めていってもらっている。市も積極的に、指導的立場で進めていってもらいたい。

(委員長)

- ・事務局も今後の課題として頑張っていきたいとのこと。G委員の意見は意見として受け取ってください。

(E委員)

- ・G委員の意見はもったもな事。地域で実践的にやる人をどう作り出していくかということがこの3年間で大事なところ。現実的に一人暮らしとか介護世帯とかは増えていく。地域の中で支援する仕組み作りをしていくには実践していく人を増やさないといけない。しかし今までの行政主導のやり方だけではなかなかできない。ケア会議でそういうことができるように、人選がとても大事。先進的にやっているところなんかのことも学びながら、米子市も先に向かって歩けるように。シリアスな議題で発言が無いようでは前に進めない。

(委員長)

- ・これについて意見はありますか？
- ・無いようですので、この意見について事務局のほうで受け取っていただくということで。
- ・この辺りで打ち切りとさせていただきます。
- ・議事について一部検討していただく項目はありましたが、一応全体として承認されたという具合に結論付けたいと思います。